

2021年1月12日(火)～2021年2月7日(日)の期間に
営業時間短縮の要請にご協力いただいている事業者の皆さまへ

「愛知県感染防止対策協力金(1/12~2/7 実施分)」のお知らせ

愛知県感染防止対策協力金

各業界団体等が作成した感染拡大予防ガイドラインを遵守している事業者で、県の営業時間短縮要請に応じて営業時間の短縮(※)を実施した事業者に対し、感染防止対策協力金を愛知県が交付します。

(※) 営業時間の短縮には、感染防止対策のため終日休業した場合も含まれます。

■対象事業者等

	2021年1月12日(火)～ 2021年1月17日(日)実施分	2021年1月18日(月)～ 2021年2月7日(日)実施分
対象事業者	県内の営業時間短縮要請を受けた施設を運営する <u>中小事業者等</u> <対象施設> <u>「酒類を提供する飲食店等」</u> ※飲食店営業許可が必要	県内の営業時間短縮要請を受けた施設を運営する事業者 <u>※大企業も対象に追加</u> <対象施設> <u>「飲食店等」</u> ※飲食店営業許可又は喫茶店営業許可が必要
営業時間の短縮	5時から <u>21時まで</u> ※従前より21時から5時の間に営業していることが必要	5時から <u>20時まで</u> 酒類の提供は11時から19時まで ※従前より20時から5時の間に営業していることが必要
支給額	1店舗1日あたり <u>4万円</u> 最大24万円 (要請に応じた日数分を交付)	1店舗1日あたり <u>6万円</u> 最大126万円 (要請に応じた日数分を交付)
主な要件	<ul style="list-style-type: none"> ・業種別ガイドラインを遵守 ・県の「安全・安心宣言施設」に登録し、PRステッカーとポスターを掲示 	

※ 上記2つの実施分は合わせて申請となります。

※ 12月18日～1月11日実施分の営業時間短縮要請に対する協力金(2月19日(金)締切)は、制度が異なるため、申請は別となりますのでご注意ください。

■申請に必要な書類(予定)

- (1)愛知県感染防止対策協力金交付申請書兼請求書・申請に関する誓約書
- (2)営業実態が確認できる書類(飲食店営業許可書(証)又は喫茶店営業許可書(証)の写し、確定申告書の写し)
- (3)営業時間短縮(休業含む)の状況がわかる書類(告知WEBページの写し又は掲示ポスターの写真等)
- (4)本人確認書類(運転免許証、健康保険証、その他公的機関が発行した証明書等の写し)
- (5)振込先口座が分かる書類

申請受付期間・営業時間短縮イメージ

■申請受付期間（予定）

要請期間終了後～1ヶ月程度

受付方法の詳細については現在調整中です。詳細が決まりましたら、WEBページ等でお知らせします。
<https://www.pref.aichi.jp/site/covid19-aichi/kyouryokukin210112.html>



【参考】営業時間短縮のイメージ

1月12日(火)から1月17日(日)

営業時間	午前5時	午後9時	午前5時	午後9時
元々の営業時間	営業時間		営業時間	
変更後の営業時間	営業時間 もしくは 休業		営業時間 もしくは 休業	
協力金の対象	対象		対象外	

1月18日(月)から2月7日(日)

営業時間	午前5時	午後8時	午前5時	午後8時
元々の営業時間	営業時間		営業時間	
変更後の営業時間	営業時間(酒類の提供は午前11時～午後7時) もしくは 休業		営業時間 もしくは 休業	
協力金の対象	対象		対象外	

安全・安心宣言施設登録

新型コロナウイルス感染防止対策として取り組む項目を届け出た施設を「安全・安心宣言施設」として登録した事業者には、PRステッカー・ポスターを提供しております。

詳しくは、下記のサイトをご覧ください

<https://www.pref.aichi.jp/site/covid19-aichi/anshinpr2.html>



PRステッカーの見本

お問い合わせ先（県民相談総合窓口・コールセンター）

電話番号：052-954-7453

(別途協力金専用コールセンターを設置予定です。設置後の電話番号はWEB等でお知らせします)

開設時間：午前9時から午後5時まで

(土・日・祝日を含む毎日)